

一般質問希望者全員が質問する機会を保障するよう求める申し入れ

2023年6月16日

日本共産党 石川県議会議員 佐藤正幸

本日6月16日の議会運営委員会において、一般質問の質問通告人数が想定を1名超えたからと、私と川裕一郎議員がくじ引きをする事態となり、結果として質問できなくなる会派が生じることとなった。

新知事誕生後でも、こうした事態が起こったのは昨年の5月議会、12月議会に続いて3回目であり（5月、12月議会とも私は文書質問）、とりわけ4月の統一地方選挙後初めての県議会において、質問ができない会派が生まれたことは極めて遺憾である。

4月の統一地方選挙後の議会運営委員会で、従来の申し合わせを踏襲し、「一般質問者数は、1日6人以内で2日間（2月定例会は3日間）とし、質問希望者がこれを超えた場合は議運で調整する」「発言時間は、1人20分とする」と申し合わせた際、私はオブザーバーとして「あくまで目安であり、質問希望者全員が質問できるようすべき」と発言し、要望した。

特に、4月の統一地方選挙後初めての県議会においては、選挙でかかげた公約実現のために、すべての会派と質問を希望する議員全員が質問できるようにすべきであり、代表質問も第一会派の自民党だけしか認めない状況のもとでは、全会派が質問できるよう配慮することが今まで求められていた。

今まで、知事選挙前の議会であること、知事選挙後の議会であること、などの配慮で、質問を希望する全会派や議員が質問にたてるようにし、申し合わせ事項より1人多い人数で質問を行ったこともあった。それは時間的にも可能であるにも関わらず、4月の統一選挙で選ばれた議員が、初めの議会でくじ引きで質問者を決めるといふ、議会制民主主義のうえでも禍根を残すものとなったと言わざるを得ない。こうした事態が繰り返されるのは、上記の議会運営委員会の申し合わせそのものが実態に合わなくなっているからである。

この間の申し入れで何度も強調してきたように、議会は“言論の府”であり、議会における議員のもっとも重要な権利は「発言の自由」である。議員には、自由な論議が基本的に保障されているからこそ、「石川県議会会議規則」第61条では、一般質問について「議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる」と明記されているのである。

にもかかわらず今議会において議員の発言が保障されなかったことは、議員の職責を封じたことに他ならず、県民の付託にこたえることにはならないと考える。申し合わせ事項があるからと、議員の質問権を奪うのは、県民的な理解を得るうえで困難である。

議長におかれては、「石川県議会会議規則」どおり、一般質問を希望する議員全員が発言の機会を得ることができるよう、申し合わせ事項の柔軟な運用・改善に尽力していただくよう切に求めるものである。

以上